

改正動物愛護管理法と政省令事項

網掛け部分は審議会の意見聴取が法定されている事項(第43条)

政省令事項	政令・省令・告示の別	主な内容
基本指針		
動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(第5条)	告示	5年間の施行状況及び法改正を踏まえた見直し
所有者明示		
所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置(第7条第6項)	告示	マイクロチップの義務付けに向けた検討を進めることが附則第14条に定められた事を踏まえ要検討
飼養保管基準		
動物の飼養及び保管に関しよるべき基準(第7条第7項)	告示	5年間の施行状況及び法改正を踏まえた見直し
展示動物の飼養及び保管に関する基準		
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準		
産業動物の飼養及び保管に関する基準		
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準		
第一種動物取扱業者		
登録申請書類(第10条第2項)	省令(第2条第2項)	他法令違反に該当しない旨の書類
犬猫等販売業者の範囲(第10条第3項)	省令(新設)	現時点では犬猫限定予定
犬猫等健康安全計画の規定内容(第10条第3項)	省令(新設)	
登録基準(第12条)	省令(第3条第1項)	施行状況を踏まえ見直すべき事項はあるか
飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準(第12条)	省令(第3条第2項)	飼養施設等の数値基準等について要検討
犬猫等健康安全計画に係る基準(第12条)	省令(新設)	
事前の変更届の不要な軽微変更(第14条第1項)	省令(新設)	軽微な事業内容・犬猫等健康安全計画の変更等
犬猫等販売業者が犬猫等の扱いをやめた場合の届出(第14条第3項)	省令(新設)	届出様式等
取扱業者遵守基準(第21条第1項)	省令(第8条)	週齢規制等新たに取扱業者に課される義務の具体的な遵守方法、繁殖制限等について要検討
動物取扱責任者		
動物取扱責任者の要件(第22条第1項)	省令(第9条)	資格要件の明確化
動物責任者研修(第22条第2項)	省令(第10条)	研修の実施回数等の見直し
獣医師との連携(第22条の3)	省令?(新設)	連携の例示等
犬猫等の個体に関する帳簿記載方法(第22条の6第1項)	省令(新設)	帳簿の記載・保管方法等
犬猫等の個体に関する帳簿記載事項(第22条の6第1項)	省令(新設)	仕入れ先、販売先等を想定
犬猫等に関する報告方法(第22条の6第2項)	省令(新設)	報告の頻度、報告様式等

犬猫等に関する報告事項(第22条の6第2項)	省令(新設)	
犬猫等販売業者に対する検案書等の提出を命ずる方法(第22条の6第3項)	省令(新設)	

対面販売・現物確認(第21条の4)

対象事業者	省令(新設)	犬猫以外に対象とすべき動物について要検討
対面によることが困難な場合に対面に相当する方法	省令(新設)	購入者が障害等により来店困難な場合に、対面による場合に代わる方法を規定する事を想定
対面説明の際に必要な説明事項	省令(新設)	現行施行規則第8条第5項に掲げる事項等を想定

第二種動物取扱業者

第二種動物取扱業者の範囲(第24条の2)		
飼養施設の範囲	省令(新設)	住居等とは別に飼養施設が設けられている場合等を
政令で定める取扱いに類する動物の取扱い	省令(新設)	無償の譲受け等
届出対象となる飼養頭数の下限	省令(新設)	
届出の適用除外	省令(新設)	都道府県警による警察犬訓練学校等の公的施設を
届出方法(第24条の2)		
届出の方法	省令(新設)	様式等
届出に必要な書類	省令(新設)	飼養施設の平面図及び施設周辺の見取図等を想定
届出事項(法定事項以外)	省令(新設)	
変更届出(第24条の3)		
変更届の届出方法		様式等
変更届の不要な軽微変更		
取扱業者の遵守基準(第21条準用)	省令(新設)	第一種動物取扱業者の遵守基準のうち第二種取扱業者に関係する部分を抜粋することを想定

生活環境の保全等に係る措置

多頭飼育による「周辺的生活環境が損なわれている事態」(第25条第1項)	省令(第12条)	施行後の状況から見直すべき事項があるか検討
多頭飼育による「虐待のおそれ」が生じている事態(第25条第3項)	省令(新設)	

特定動物の飼養許可

特定動物の範囲(第26条)	政令	リストの見直し(検討会において検討中)
特定動物飼養許可基準(第27条)		
飼養施設の構造及び規模	省令(第17条)	検討会において検討中
特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目	告示	検討会において検討中
飼養又は保管の方法	省令(第17条)	〃
飼養又は保管が困難になった場合における措置	省令(新設)	〃
飼養又は保管の方法(第31条)	省令(第20条)	〃
特定動物の飼養又は保管の方法の細目	告示	〃

犬猫の引取り(第35条)

引取りを拒否できる場合	省令(新設)	
犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置	告示	

その他(附則事項)

改正法施行日(附則第1条)	政令	9月を予定
犬猫等販売業の経過措置(附則第3条第2項)	省令	既に登録を受けている動物取扱業者による犬猫等健康安全計画等の届出について
幼齢の犬又は猫に係る販売制限の経過措置(附則第7条第2項)	法律	科学的知見の集積状況等を踏まえ別に法律に定める
第二種動物取扱業の経過措置(附則第8条)	省令	既に第二種動物取扱業に該当する業を行っている者における届出について